

# 令和7年度における中小企業基盤整備機構の中小企業者に関する契約の方針

令和7年7月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、官公需についての中  
小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条  
の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。  
以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を  
図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

## 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

中小機構は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契  
約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として65%、金額が約33億  
円になるように目指すものとする。

### 2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前  
年度までの契約実績を上回るように努め、概ね4%を目指すものとする。

## 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すと  
ともに、次のとおり取り組むものとする。

### 1 官公需情報の提供の徹底

物件等であって、一般競争、企画競争による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結  
果等に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへの掲載により、中小企業・小規  
模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよ  
う、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、解りやすい説明に  
努めるものとする。

### 2 情報提供

法第9条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規  
模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他の必要に応じて協力を  
行うものとする。

### 3 官公需に関する相談体制の整備

中小機構本部、各地域本部、中小企業大学校東京校の調達部門（以下「調達部門」という。）の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、入札に関する手続き等について情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

### 4 総合評価落札方式の適切な活用

物件等の発注を行う際には、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として、品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書の作成に努めるものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

### 5 分離・分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

### 6 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや複数年契約の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

また、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和7年3月27日策定）」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 7 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

一括調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するよう努めるものとする。

## 8 知的財産の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

## 9 同一資格等級区分内の者における競争の確保

一括調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者に参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

## 10 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

## 11 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

各地域本部において消費される物件等については、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、極力各地域本部の所管する地域内の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

## 12 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

## 13 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理

性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができるものとする。

燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行い、また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するよう努めるものとする。

#### 1.4 ダンピング防止推進の周知、適正な予定価格の作成

機構は、ダンピングの防止について、入札説明書に記載を行い周知に努めるものとする。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定を踏まえて、工事の入札を行う際には、入札金額の内訳書の提出を求めていくものとする。

役務及び工事等の発注に当たっては、需要給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うよう努めるものとする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

なお、保有施設の管理業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、機構と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

#### 1.5 低入価格調査制度の適切な活用

機構は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

機構は、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表を行うものとする。

低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

#### 16 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

機構は、契約後において、清掃、警備、施設管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

#### 17 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

機構は、工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

機構は、物件及び役務の契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

上記の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日）において、中小企業・小規模企業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化に取り組むこととされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

#### 18 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

機構は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適切ではないことに留意するものとする。

#### 19 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

## 20 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記19と同様の配慮に努めるものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

#### 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

##### (1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

機構は、役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

##### (2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要となるときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

##### (3) 新規中小企業者からの相談体制

機構は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、調達担当部門の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、適切に対応する。

#### 2 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

機構は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

### 第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

#### 1 機構の契約の基本方針の普及及び徹底等

機構は、機構の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、機構の地域本部等は、地域の中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

#### 2 機構の契約の基本方針の共有

機構本部及び各地域本部並びに中小企業大学校東京校は、機構の契約の基本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努めることとする。

#### 附則

##### ○本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。